

公益信託石森記念北米友好奨学基金 ＜平成30年度＞ 学内募集要項

公益信託石森記念北米友好奨学基金（以下、「財団」という）からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、「公益信託石森記念北米友好奨学基金 募集要項（以下、「募集要項」という）」で詳細を確認してください。

応募資格	財団の提示する応募資格をすべて満たすこと
学内締切（厳守）	2018年4月19日（木） ※「募集要項」に記載の応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。
提出場所	国際教育事務室（駿河台，生田，和泉） 中野キャンパス低層棟3階 事務室（4番外国人留学生窓口） ※事務室開室時間外での受付は不可
提出書類	「募集要項」 「4. 応募の手続き」に記載の全ての書類を提出してください。 ※提出書類は，原則として全て日本語で作成してください。 「4. 応募の手続き（4）作文」をやむを得ず英語で作成する場合は，必ず日本語訳を添付してください。
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 応募に際しては必ず、「募集要項」で詳細を確認してください。 (2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。 (3) 不明な点がある場合には，国際教育事務室，中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし，直接，当該財団に問い合わせないでください。 (4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。 (5) 学内応募については，他の奨学金との併願を認めますが，同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。
個人情報の取り扱いについて	明治大学は，「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき，日本学生支援機構奨学金，学内奨学金，その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また，個人情報提供先については，法令に遵守した形で行い，これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	国際教育事務室 奨学金担当（03-3296-4141）

公益信託 石森記念北米友好奨学基金 募集要項

< 平成30年度 >

1. 応募できる者

北米（アメリカ合衆国・カナダ）から東京都内の大学に留学している大学3年次及び4年次の正規生、または大学院修士課程及び博士課程の正規生で、次の各号に該当すると認められる者。

- (1) 私費留学生で留学生活上奨学金の援助を必要とする者。
- (2) 品行方正・志操堅固・健康で学業成績が優秀な者。
- (3) 東京都内に住んでいる者。

2. 奨学金等

- (1) 奨学金の額は、大学生は月額 50,000 円、大学院生は月額 70,000 円とする。
- (2) 給付期間は、3ヶ年（最短修了年限）以内とし、原則として次の通りとする。

学部及び修士課程（博士前期課程）	2ヶ年以内
博士課程（博士後期課程）	3ヶ年以内（医学系博士課程も同様）
- (3) 奨学金は、7月、10月の一定日に6カ月分を合わせて支給する。
(ただし、新規奨学生は採用決定次第支給する。)
- (4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

3. 採用予定人数

2名程度

4. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を、在学する大学の留学生担当部長（以下「担当部長」という）を経て、平成30年5月11日（金）迄に基金宛に提出する。

- (1) 公益信託石森記念北米友好奨学基金奨学生願書（様式1号）
- (2) 担当指導教官の推薦書（様式2号）
- (3) 成績証明書（直近分）

*大学院生については、直近の成績証明書に加え、学部生時の成績証明書（写しで可）も添付してください。

- (4) 作文（A4用紙2枚程度）

題： 「日本を留学先とした理由と将来の希望」

※原則、日本語で作文を書いてください。やむを得ず本人が英語等で記述した場合には、指導教官等が作成した翻訳文を添付してください。

5. 選考及び決定

当基金は、4. により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り奨学生を決定し、担当部長を経て、本人に通知する。

6. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後、担当部長を経て、学業成績証明書を当基金に提出しなければならない。

7. 異動届出

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、担当部長を経て直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1) 疾病その他の事故また又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学、転学部、転学科又は退学しようとするとき。
- (3) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

8. 奨学金の休止

奨学生が休学したときは、その期間奨学金の給付を休止することができる。

9. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当すると運営委員会で認めたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 傷害、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) 退学したとき。
- (6) 東京都外の大学に転学したとき。
- (7) 虚偽の申請をしたとき。
- (8) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

10. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等の不正行為があった場合は、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

11. 関係書類の郵送先及び照会先

<事務局>

〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部

公益信託課 石森記念北米友好奨学基金担当

TEL 0120-622372 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)